

第27回精神保健福祉士国家試験の合格発表について

精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）に基づき実施した第27回精神保健福祉士国家試験の結果等は次のとおりです。

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 試 験 日 | 令和7年2月1日（土）・2日（日） |
| 2 | 試 験 地 | 7都道府県 |
| 3 | 合格発表日 | 令和7年3月4日（火）14時 |
| 4 | 合 格 発 表 | 当センターホームページに合格者の受験番号を掲載します。
合格基準点及び正答についても併せて公表します。 |

合格者には合格証書を、不合格者にはその旨の通知を3月7日（金）に発送します。

併せて、総得点、各科目群の得点及び無得点科目群などを通知します。

ただし、大学卒業見込者等については、受験資格を証する書類が提出された日以降に発送します。

注：大学卒業見込者等については、3月31日（月）までに受験資格を満たしていることが条件となり、受験資格を満たさなかった場合、試験は無効となります。

- | | | |
|---|---------|---------|
| 5 | 受 験 者 数 | 6,642 人 |
| 6 | 合 格 者 数 | 4,694 人 |
| 7 | 合 格 率 | 70.7 % |

(参 考)

- 1 精神保健福祉士とは、精神保健福祉士法に基づき、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、若しくは精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談又は精神障害者及び精神保健に関する課題を抱える者の精神保健に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者をいう。
- 2 精神保健福祉士国家試験及びその登録は、精神保健福祉士法に基づき、厚生労働大臣がその指定する者に行わせることができるとされており、公益財団法人社会福祉振興・試験センターが指定されている。

3 これまでの試験結果

区分	第 23 回	第 24 回	第 25 回	第 26 回	第 27 回
受験者数(人)	6,165	6,502	7,024	6,978	6,642
合格者数(人)	3,955	4,267	4,996	4,911	4,694
合格率(%)	64.2	65.6	71.1	70.4	70.7

4 合格者の内訳

(1) 受験資格別

区 分	保健福祉系大学等 卒業者	養成施設 卒業者	計	備 考
人数(人)	1,618 (1,684)	3,076 (3,227)	4,694 (4,911)	() 内は第 26 回 の試験結果
割合(%)	34.5 (34.3)	65.5 (65.7)	100.0 (100.0)	

(2) 年 齢 別

年齢区分 (歳)	人数 (人)		割合 (%)		備 考
～30	1,789	(1,898)	38.1	(38.6)	() 内は第26回の試験結果
31～40	756	(835)	16.1	(17.0)	
41～50	1,082	(1,183)	23.1	(24.1)	
51～60	833	(793)	17.7	(16.1)	
61～	234	(202)	5.0	(4.1)	
計	4,694	(4,911)	100.0	(100.0)	

(注) 年齢別の割合は、小数点第二位を四捨五入しているため、必ずしも合計とは一致しない。

(3) 都道府県別

(人)

北海道	186	東京都	654	滋賀県	55	香川県	43
青森県	36	神奈川県	374	京都府	112	愛媛県	55
岩手県	41	新潟県	72	大阪府	345	高知県	28
宮城県	83	富山県	24	兵庫県	228	福岡県	212
秋田県	33	石川県	20	奈良県	68	佐賀県	32
山形県	19	福井県	31	和歌山県	28	長崎県	45
福島県	42	山梨県	26	鳥取県	14	熊本県	67
茨城県	86	長野県	56	島根県	22	大分県	37
栃木県	86	岐阜県	52	岡山県	70	宮崎県	57
群馬県	74	静岡県	118	広島県	99	鹿児島県	63
埼玉県	275	愛知県	222	山口県	45	沖縄県	65
千葉県	244	三重県	36	徳島県	14	計	4,694

(注) 合格者の受験時の住所による。

(4) 資格取得ルート別

	総数			新卒			既卒		
	受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率 (%)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率 (%)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率 (%)
保健福祉系大学等 ルート ※1 (保健福祉系大学等)	2,221	1,551	69.8	1,571	1,340	85.3	650	211	32.5
保健福祉系大学等 ルート ※2 (保健福祉系短大等 +実務経験)	179	67	37.4	—	—	—	179	67	37.4
短期養成施設等 ルート ※3	2,574	2,018	78.4	2,219	1,865	84.0	355	153	43.1
一般養成施設等 ルート ※4	1,668	1,058	63.4	1,064	880	82.7	604	178	29.5

- ※1 「保健福祉系大学等ルート（保健福祉系大学等）」とは、大学、大学院又は4年制専門学校で「指定科目」を修めて卒業（修了）した方（令和7年3月31日までに卒業（修了）する見込みの方を含む）
- ※2 「保健福祉系大学等ルート（保健福祉系短大等＋実務経験）」とは、3年制（又は2年制）短期大学等で「指定科目」を修めて卒業した後、指定施設において相談援助業務の実務経験が1年以上（又は2年以上）ある方（令和7年3月31日までに必要な実務経験を満たす見込みの方を含む）
- ※3 「短期養成施設等ルート」とは、精神保健福祉士短期養成施設を卒業（修了）した方（令和7年3月31日までに卒業（修了）する見込みの方を含む）
- ※4 「一般養成施設等ルート」とは、精神保健福祉士一般養成施設を卒業（修了）した方（令和7年3月31日までに卒業（修了）する見込みの方を含む）

5 精神保健福祉士登録者

108,748 人（令和7年1月末現在）